

総合評価方式 落札決定基準(簡易型) 新旧対照表

改正後		現行	
配当予定技術者の能力 ※2	※配当予定技術者の能力を2名申請した者の評価点数は、各評価項目の評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。	配当予定技術者の能力 ※2	※配当予定技術者の能力は、各評価項目の評価点数とする。
配当予定技術者の施工実績	○公告日の属する年度の直前1ヶ月度に完成した工事で、同社工事・類似工事に該当する施工実績の主任、技術者または現場代理人 ○元請の主任、技術者または2級建築士または2級構造士として従事したものとする。 ※評価内容の「同様工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。 ※評価内容の「同様工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	配当予定技術者の施工実績	○公告日の属する年度に実施した公共工事で、同社工事・類似工事に該当する施工実績の主任、技術者または2級建築士または2級構造士として従事したものとする。 ※評価内容の「同様工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。
配当予定技術者の工事成績評定	○公告日の属する年度を含む5ヶ月度に完成した公共工事で、同社工事・類似工事と同一の工事専門性を持つものとする。当該工事と同一の工事専門性を持つものとする。 ○評価工事は長崎県土木部、水道部、森林部及び環境部自然環境(保全)課が実施したものとする。	配当予定技術者の工事成績評定	○公告日の属する年度を含む5ヶ月度に実施した公共工事で、同社工事・類似工事と同一の工事専門性を持つものとする。当該工事と同一の工事専門性を持つものとする。 ○評価工事は長崎県土木部、水道部、森林部及び環境部自然環境(保全)課が実施したものとする。
企業の施工能力 ※2	○公告日の属する年度を含む10ヶ月度で以下に該当するものとする。 ・長崎県の優秀現場技術者表彰受賞者。 ・ただし、財団法人日本建設業振興会主催の「優秀工事の優秀工事表彰(下請業者を除く)受賞」の主任(監理)技術者。 ・ただし、毎年「施工管理大賞」式典にて陳述。	企業の施工能力 ※2	○公告日の属する年度を含む10ヶ月度で以下に該当するものとする。 ・長崎県の優秀現場技術者表彰受賞者。 ・長崎県の優秀工事表彰(下請業者を除く) ・長崎県の優秀工事表彰の主任(監理)技術者。
施工実績件数	○評価項目「工事成績の評定」の方針となる工事件数とする	施工実績件数	○評価項目「工事成績の評定」の方針となる工事件数とする
優秀工事表彰	○公告日の属する年度を含む10ヶ月度において、長崎県の優秀工事表彰又は下請業者を受けているものとする。 ○評価工事は、長崎県土木部として評価する。 ただし、財団法人日本建設業振興会主催・大工事に限る。	優秀工事表彰	○公告日の属する年度を含む10ヶ月度において、長崎県の優秀工事表彰又は下請業者を受けているものとする。 ○評価工事は、長崎県土木部として評価する。

### 新旧対照表 総合評価落札方式 落札決定基準(簡易型)

改正後		現行	
<p>○ 基幹技術者または民間資格の基幹技術者（以下：基幹技術者）のいずれも対象とする。 ○ 当該工事で元請または下請にのみどちらかの者が内移動する工事の場合は、同一職種の基幹技術者を複数人配置し、同一職種の基幹技術者を複数人配置した場合は、1人として計算する。 (渋川について) 年度別工事(平成21年4月24日～21年度79号「基幹技術者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて」参照)</p> <p>基幹技術者の配置</p> <p>※公管する工事の仕事内容により、該当する基幹技術者を別シートの「基幹技術者・監査」より選定すること。</p>	<p>0.6 A : 3人 (種) 以上配置する 0.4 B : 2人 (種) 配置する 0.2 C : 1人 (種) 配置する 0 D : 配置しない</p>	<p>○ 基幹技術者または民間資格の基幹技術者（以下：基幹技術者）のいずれも対象とする。 ○ 当該工事で元請または下請にのみどちらかの者が内移動する工事の場合は、同一職種の基幹技術者を複数人配置する。 (運用について) 平成21年4月24日～21年度79号「基幹技術者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて」参照)</p> <p>基幹技術者の配置</p> <p>※公管する工事の仕事内容により、該当する基幹技術者を別シートの「基幹技術者・監査」より選定すること。</p>	<p>0.2 A : 配置する 0 B : 配置しない</p>
<p>地 域 管内の施工実績</p> <p>※管内移動があった市町における施工実績あり ※管内移動がない市町における施工実績あり ※管内移動がある市町における施工実績あり ※管内移動がない市町における施工実績あり</p>	<p>0 D : 配置しない 1.2 A : 5件の施工実績あり 0.6 B : 3件以上～5件未満の施工実績 0 C : 3件未満の施工実績</p>	<p>○管内において、公告日の属する年度の直前1.5ヶ年度に完了した長崎県（公社等は除く）発注の元請として施工したもので、最終請負金額2,500万円以上のものとする。</p> <p>地 域 管内の施工実績</p> <p>※管内移動があった市町における施工実績あり ※管内移動がない市町における施工実績あり ※管内移動がある市町における施工実績あり ※管内移動がない市町における施工実績あり</p>	<p>1.2 A : 5件の施工実績あり 0.6 B : 3件以上～5件未満の施工実績あり 0 C : 3件未満の施工実績</p>

### 新旧対照表 落札決定基準(特別簡易型) 総合評価落札方式

総合評価落札方式 落札決定基準(特別簡易型) 新旧対照表

改正後		現行	
企業の施工能力 ※2		企業の施工能力 ※2	
企業の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事・技術」評定の条件を必ず満足すること。	<p>○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県内の工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。</p> <p>○公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間の当該工事と同一工事種別の工事成績評定の平均点とする。</p> <p>○対象工事は長崎県環境自然調査（保証）課、水産部、農林部、土木部、土地開発公社、住宅供給公社、建設部、土木部、土地開発公社、住宅供給公社により発注されたものとする。</p> <p>○評価項目「工事成績の評定」の対象となる工事件数とする</p>	<p>1.1 A : 同種工事 0.55 B : 類似工事 0 C : なし</p> <p>0.5 A : 80点以上 0.38 B : 75点以上 80点未満 0.25 C : 70点以上 75点未満 0.13 D : 65点以上 70点未満 0 E : 65点未満、または工事成績評定なし</p> <p>0.5 A : 2件以上: 0.25 B : 1件 0 C : 既往なし</p> <p>0.1 A : 知事表彰 0.05 B : 機関長表彰 0 C : なし</p> <p>0.2 A : 2人(位)以上配置する 0.1 B : 1人(位)配置する 0 C : なし</p> <p>0.1 A : 配置する 0.1 B : 1人(位)配置する 0 C : 配置しない</p>	<p>1.4 A : 同種工事 0.7 B : 類似工事 0 C : なし</p> <p>0.6 A : 80点以上 0.45 B : 75点以上 80点未満 0.3 C : 70点以上 75点未満 0.15 D : 65点以上 70点未満 0 E : 65点未満、または工事成績評定なし</p> <p>0.6 A : 2件以上: 0.3 B : 1件 0 C : 既往なし</p> <p>0.2 A : 知事表彰または部長表彰 0.1 B : 機関長表彰 0 C : なし</p> <p>0.1 A : 配置する 0.1 B : 元請または下請業者により評価することを評価する。 ○下請業者は、機関長表彰として評価する。</p> <p>○登録基幹技能者または民間資格の基幹技能者(以下「基幹技能者」)のいずれも対象とする。○当該工事で元請または下請にかかるわらす、基幹技能者がいかれかを配置することを評価する。 ○当該工事で元請または下請にかかるわらす、基幹技能者がいかれかを配置することを評価する。 ○当該工事で元請または下請にかかるわらす、基幹技能者がいかれかを配置することを評価する。 ○当該工事で元請または下請にかかるわらす、基幹技能者がいかれかを配置することを評価する。 ○当該工事で元請または下請にかかるわらす、基幹技能者がいかれかを配置することを評価する。</p> <p>※評価する工事の1件内容により、該当する基幹技能者を別シートの「基幹技能者一覧表」より選定すること。 (運用について)は、平成21年4月24日 21建企第79号「基幹技能者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて」参照)</p>
施工実績数			
優秀工事表彰			
基幹技能者配置			

## 新旧対照表（特別簡易型）

### 新旧対照表 落札決定基準(特別簡易型)

総合評価落札方式 落札決定基準(新しい手続成型) 新旧対照表

改正後		現行	
企業の施工能力 〔注〕	○公告日の属する年度を含む10ヶ年度において、長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受けているものとする。 ただし、対象工種を建築・土木工事に限る。 ○下請表彰は、燃閥兵表彰として評価する。 ただし、対象工種を建築・土木工事に限る。	企業の施工能力 〔注〕	○公告日の属する年度を含む10ヶ年度において、長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受けているものとする。 ○下請表彰は、燃閥兵表彰として評価する。
優秀工事表彰	0.2 A : 知事表彰または部長表彰 0.1 B : 燃閥兵表彰 0 C : なし	優秀工事表彰	0.2 A : 知事表彰または部長表彰 0.1 B : 燃閥兵表彰 0 C : なし